

令和3年度
糸島市 観光事業者事業継続支援給付金
申請の手引き



令和3年 12 月 糸島市 商工観光課

令和3年度 糸島市 観光事業者事業継続支援給付金 申請要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響を受け、売り上げが減少した観光事業者(宿泊事業者、旅行者、観光交通事業者)に対し、今後の事業継続と観光需要の回復期への備えを後押しするために支援金を給付するものです。

2 交付対象者

以下の(1)～(4)までの全ての要件を満たす観光事業者

(1)次のいずれかの事業を営む者

申請区分	要件
①宿泊事業者 1)ホテル・旅館 2)簡易宿所 3)民泊	下記の①又は②を営む者 ①旅館業法第3条第1項に規定される旅館業の許可を受けている施設 ②住宅宿泊事業法第3条第1項に規定される届出をしている施設 ただし、一般客を宿泊させる営業を行っていない施設は除く。 また、下宿、市の施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設及び糸島市旅館等の建築等の適正化に関する条例(平成30年糸島市条例第3号)第2条第2号に規定するラブホテル類似施設を除く。
②旅行事業者	旅行業法第3条の登録を受けた事業者であり、かつ来店型店舗にて旅行業を営む者
③観光交通事業者	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者

(2)令和3年4月から9月の間のいずれかの月において、以下のいずれかの要件に該当する者

1)国の月次支援金または福岡県中小企業者等月次支援金を受給した者

2)新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年度の売上が、令和元(2019)年又は令和2(2020)年の同月と比べて30%以上減少している月がある者

例)令和3(2021)年8月と令和元(2019)年8月の比較 30%以上売上が減少
令和3(2021)年5月と令和2(2020)年5月の比較 30%以上売上が減少

(3)令和3(2021)年4月1日から引き続き糸島市内に事業所を有する法人又は個人事業者

【法人】法人市民税の納税地が糸島市内であること

【個人事業者】事業所所在地が糸島市内であること

(4)申請時点で事業を行っており、今後も事業を継続する意思がある者

3 給付額

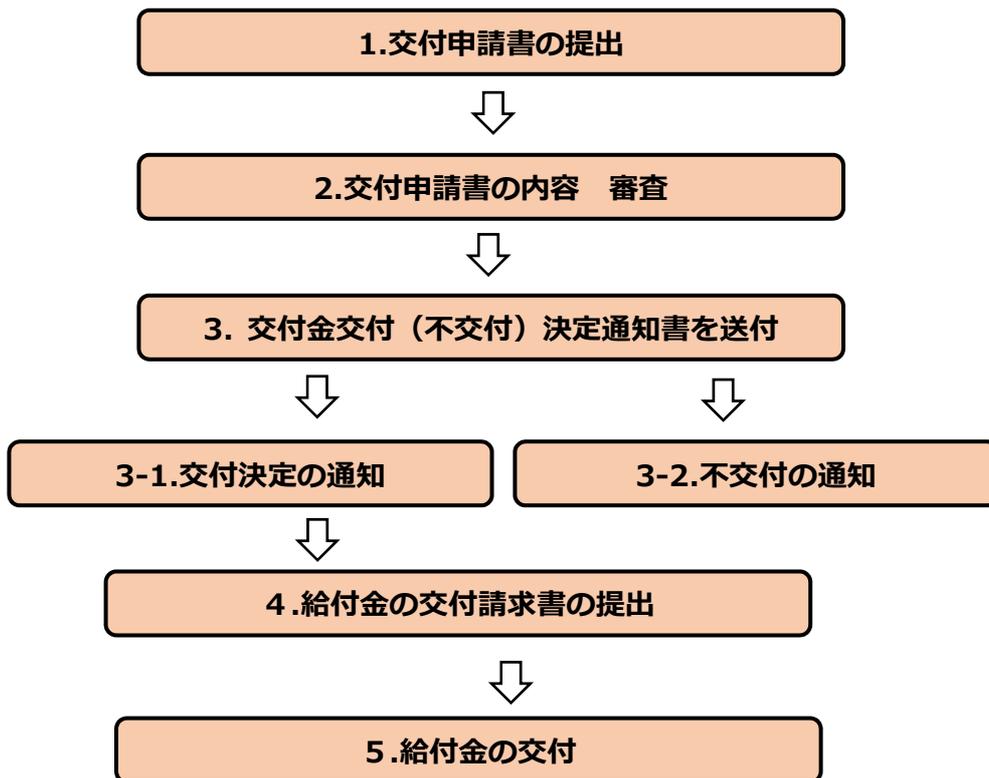
申請区分	給付額
①宿泊事業者 1)ホテル・旅館 2)簡易宿所 3)民泊	客室数×5万円 1事業者につき下限 10 万円、上限額 100 万円
②旅行事業者	1事業者につき 25 万円
③観光交通事業者	1事業者につき 25 万円

* 給付金の交付は、申請区分の重複は認めず、1事業者につき1回に限る。

4 申請期限

令和4年2月 28 日(月)17時まで

5 申請～支払いまでの流れ



6 申請方法

下記の①、②のいずれかの方法での申請をお願いします。

①窓口での申請 申請期限 令和4年 2月 28 日(月)17 時 15 分まで

糸島市役所 商工観光課 観光振興係 (第二庁舎 1 階) 平日 8:30~17:15

②郵送による申請 令和4年2月 28 日(月)の消印有効

※申請書類等は、市ホームページからダウンロードできます。

糸島市 観光事業者事業継続支援給付金

検索



7 交付申請に必要な書類

以下の書類を揃えて提出してください。

	申請に必要な書類	法人	個人
①	交付申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	誓約・同意書(第2号様式)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	<p>交付対象者確認書類 市内で支援対象となる施設・事業所を営んでいることが確認できる書類の写し</p> <p>【宿泊事業者】 >各種営業許可証の写し >一般客を宿泊させる営業をおこなっていると確認できる書類 (令和3年度に福岡県の県税事務所に宿泊税の申告・納入を行っていることが確認できる書類、パンフレット、HPの写し等)</p> <p>【旅行事業者】 >旅行業者、旅行業者代理業者登録簿の写し >来店型店舗で営業していることが確認できる書類・写真</p> <p>【観光交通事業者】 >一般貸切旅客自動車運送事業者の許可証の写し >営業していることが確認できる書類 (パンフレットや、HPの写し等)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	<p>給付額の算定に必要な書類の写し</p> <p>【宿泊事業者】 >客室数が確認できる書類(パンフレットや、HPの写し等)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	<p>事業減収が確認できる書類の写し</p> <p>【国の月次支援金の受給者、福岡県中小企業者等月次支援金の受給者】 >国又は県の給付決定通知書等の写しなど給付を受けたことが分かる書類</p> <p>【売上が30%以上減少している事業者】 >該当年の確定申告書類の写し等(收受印またはe-Taxの受信通知等が必要) >令和3(2021)年の対象月の事業収入がわかる売上台帳等</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により令和3(2021)年4月から9月のいずれかの月の売上が、令和元(2019)年又は令和2(2020)年の同月と比べて30%以上減少していると確認できる申告書等</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	代表者の本人確認書類の写し【個人事業者のみ】運転免許証や、マイナンバーカード等		<input type="checkbox"/>
⑧	申請者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	
⑨	役員名簿(第5号様式) 【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	

※審査の状況に応じて、上記以外の追加資料の提出をお願いすることがあります。

8 給付金の交付請求書の提出

次の書類を、糸島市役所商工観光課へ提出してください。
交付決定通知が送付された後の請求となります。
請求日から1か月以内に銀行振込で支払います。

書類の種類	配布・発行場所
交付請求書	糸島市役所 商工観光課、 又は市ホームページ

9 関係書類の保存について

給付金に関する帳簿や書類等は、終了後5年間保存する必要があります。

10 よくある質問

Q1 支店が糸島市内にあれば対象となるのか(本店が糸島市内にない場合)

A1 支店なども対象。本店など糸島市内になくても、事業所の住所が市内にあり、営業していれば良い。

【法人】法人市民税の納税地が糸島市内であること

【個人事業者】事業所所在地が糸島市内であること

Q2 新型コロナウイルス感染症対策に関連する他の給付金や、営業時間短縮営業に伴い支払われる協力金とは併給できますか。

A2 併給は可能です。

Q3 宿泊施設の部屋数はどのように確認されるのですか。

A3 申請時に提出いただいた宿泊数が掲載された、パンフレット及びHPの写しにて確認又は、現地にて確認を行う。

Q4 令和3年4月～9月に新規に開業した場合、比較する売上がないが対象となるのか。

A4 令和3年4月～9月までの間で任意に選択する月間の売上と、事業開始時に作成した事業計画上の同月の売上の比較で対応する。ただし、売上は会社全体の売上の比較である。

Q5 宿泊事業者は、一般客を宿泊させる営業を行っていないとしないのか。

A5 令和3年4月以降において一般客を宿泊させる営業を行っている必要がある。

11 観光事業者事業継続支援給付金に関するお問い合わせ先

糸島市 産業振興部 商工観光課 観光振興係
〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号
TEL:092-332-2080
FAX:092-324-2531
Email:shokokanko@city.itoshima.lg.jp